

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	富安 利治
登録番号又は法人番号	9 4 2 1 1 0 4 8
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所所在地	伊勢市下野町 722 番地
処分年月日	令和元年6月25日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	富安利治会員は、税理士でないにもかかわらず、依頼人から報酬を得て税務書類の作成を継続して行った。このことは、税理士法第52条、行政書士法第1条の2第2項及び第10条に違反。よって、三重県行政書士会会則第46条第1項第2号の処分事由に該当。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>税理士法第52条（税理士業務の制限）  税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。</p> <p>行政書士法第1条の2  行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。</p> <p>行政書士法第1条の2第2項  行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>行政書士法第10条（行政書士の責務）  行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>三重県行政書士会会則第46条第1項第2号  本会会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p>